関市自治基本条例

前文

理念

第1章 総則

第1条(目的)

第2条(定義)

第3条(条例の位置づけ)

原則

第 2 章 基本原則 第 4 条(基本原則)

市民・議会・行政の責務

第4章 議会の責務 第10条(議会の責務)

第3章 市民の権利、役割及び責務

第5条(市民の権利)

第6条(市民の役割及び責務)

第7条(子どもの権利)

第8条(高齢者、障がい者等の権利)

第9条(事業者の社会的責任)

第5章 行政の責務

第11条(行政の責務)

第12条(市長の責務)

第13条(職員の責務)

制度条項

第7章 情報の共有等 第18条(情報の共有) 第19条(個人情報の保護) 第20条(説明責任)

第8章 参画及び協働

第21条(審議会等)

第22条(住民投票)

第23条(パブリックコメント制度)

第24条(地域委員会)

第25条(市民活動センター)

第 26 条(まちづくり市民会議)

第27条(まちづくりに関する住民満足度調査)

第6章 市政運営

第14条(総合計画)

第 15 条(財政運営)

第 16 条(行政評価)

第17条(危機管理)

第9章 国、県その他の自治体との協力等 第28条(国、県その他の自治体との協力) 第29条(他地域との交流) 第 10 章 関市自治基本条例推進審議会 第 30 条(関市自治基本条例推進審議会)

第 11 章 その他 第 31 条(委任)